

神戸市地域活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園及び民間保育所（以下「認定こども園等」という。）が、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、認定こども園等の専門的機能を地域住民のために活用し、児童の福祉の向上を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は、別表に定める地域活動事業とする。

(補助)

第3条 市長は、認定こども園等に対し、事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(費用)

第4条 事業に関して必要な場合は、参加者から実費の負担を求めることができる。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業についての必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	内容
1 世代間交流事業 （老人福祉施設訪問等）	在園児が、老人福祉施設や地域の高齢者と交流することで、在園児の社会性や協調性を育むとともに、高齢者の地域社会への参加を促し、地域を活性化させる。
2 異年齢児交流事業	在園児が、地域の児童および学生等と交流することで、在園児および地域児童等の社会性や協調性を育む。
3 郷土文化伝承事業	在園児が、民謡や工芸品等の郷土文化について、専門講師から指導を受けることで、在園児の郷土への愛着心を育むとともに、郷土文化の伝承を行う。
4 自然体験活動事業	在園児が、神戸の地域資源である自然を活かした自然体験や農業体験等の活動を通し、発想力や想像力を育む。
5 卒園児交流事業	認定こども園等が、自施設の卒園児と交流することで、卒園児の自己成長力を育てる。
6 保育相談・育児講座事業	認定こども園等が、保育相談の実施や育児教室の開催を行うことで、地域の子育て等に悩む保護者等の問題を解決する。
7 園庭開放・園舎開放等事業	認定こども園等が、自施設の園庭や園舎を開放することで、地域の親子等に遊びや交流の場を提供する。
8 地域の特性に応じた 保育需要への対応	上記以外の事業で、認定こども園等が、在園児と地域住民との交流の機会を設け、在園児の社会性や協調性を育むとともに、地域全体で保育を支える環境を形成する。